

第十一部

國第  
三回  
參議院水產委員會會議錄

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

本邦の会議に付した事件

## ○水産業協同組合法の制定に伴う水産

## 業團体の整理等に関する法律案(一) 附送付

○漁業権等臨時措置法案(内閣送付)

年後一寺三十六分開會

○委員長(木下辰雄君) 只今

委員会を開会いたしました。前回に引継ぎて水産業協同組合法案外二法案の改

### 府の提案理由の説明に対する質疑をい

たします 水産業協同組合法案の第四

大分あるようでありましたからして、

更に第四章漁業協同組合連合会から審議二多つて頂きました、上思、ま十。

○青山正一君　この法案の第八十八條

において通告会の規模を制限した理由はどうか、それから第二として、

連合会の規模は組合数三百を標準とし

が根拠になると、この一点は、置いて承  
りこゝと思ふます。

○説明員(藤田巖君) この連合会の規

極を制限いたしましたのとされま  
として独占的な形態になると、こうこと

を、協同組合の連合会を結成する場合日

な二とからいたしまして、率直に申し

ますと、従来の中水のような組織につ

いへりこれに猶、中形態にならかぬと  
いうふうな意味で支那が二ぞ、「ま」

て、その意味でここに制限を置いたの

第十二部 水産委員会會議録第五号 昭和二十三年十一月十八日【參議院】

であります。それで地区が都道府県の区域をこえません場合は、これはその会員たる組合の数には制限はございませんけれども、地区が都道府県の区域をこえますものにつきましては、その所属員たる組合の数が三百という限度を置いておるのであります。これは大体現在漁業会が結成されておりますのが約三千近くあるのでございまして、今度の協同組合といふものは、相当それ以上多くなると考えますけれども、現在を基礎にいたしまして、三千といつたしますれば約一割、一割程度の連合会でござりますれば、独占ということにはなるまいというふうな考え方からいたしまして、この三百という限度を置いたわけであります。

だとするならば、この農業の方より尙更この漁業の方に、その全國團体といふものが必要なのでありますて、私はその全國團体のできないよう、法律化しているのは一点どういうわけか、それともこれは速記停止ということに關係しておることか、その点についてはつきりと率直に御返答を承りたいと思うであります。私はこの点につきましては何が何だかさっぱり分からぬのであります。序でだから申上げますが、例えば中央の農業会が閉鎖を受けずに中水が閉鎖を受けておる。これも私は分からぬ。中水が閉鎖を受けたので、その後漁業者は行きどところを知らず非常に混乱に陥つた。その中水を閉鎖させたのは、これは中水も多少責任はあるにしましても、この水産局の半分は責任を持つべきだという噂が世間に相當高い。そういう点について、これが当局に原因があるかどうか、それが分ればこの全國團体の設立問題もたやすく解決することができるんじやないかと思うのです。こういったいろいろな問題について一つ頭の悪い私は御教示を願いたいと思うのであります。

言えるのですが、第八十七條の第四項、これは貸付、貯金の受入以外の他の事業を一緒に入れない、これはよく分るのであります。恐らく今青山議員の言われたことに対しても答へになつたような似たようなことが、又言われたのだろうかと思うのです。余り事情を知つておりますから……。これは非常に大きな問題だと思つてあります。が、実は漁民たちはこのことを非常に心配しておるので、一應原案がこういうふうになつておるということです、私は非常に遺憾に思つております。そこで、私は今日はそういうことをいろいろ議論することを差控えまして、現在の縣水産業会で、この金融の方の仕事をやつていらない業者が水産業会に幾つあるかお調べになつておるだろうと思います。重大な問題でありますので、それをちょっとお尋ねしたい。

会の民主的発展のために、全國的の一つのそこに指導機関、助成機関というようなものがない限りにおいて、どうして民主的な一つの行政の中にその民意を表現させるかということに、これは非常に重大なる支障が生ずると思うのですね。これは市町村という一つの例を採つても、全國市町村の経意を行政面に反映させるために、それ／＼の会合を持つつて、それは統制機関といふような、或いは独占機関といふような、その意義を強調させるために、関係当局のOKを取ることが不可能ではなかつたかと思うのですが、さて更にそこへ行くまでの過渡期においては何かこれに代るべき、民意を総合的に当局として看取るために、何かの適当なそこに、事業者團体法にも違反せず、又独占的事業にもならない、或いは戦時中の全体主義的な立場からいう統制機関にもならない、G.H.Q.も当然OKを與えるような、そこに協議会と申しますか、何かそれらについて、それに代るべき一つの團体を或いは会合を助成するというような意図はありますか。

人でありますか、或いは任意團体でありますか、いずれにいたしましても、さような團体を設けてやつて行くということは、これは必要であると考えております。

のような小さいものが、あの沿岸の小漁師たちの全國連合会ができたからといって、独占禁止だとか、そういうものに抵触するだとか何んとかいうふうな考え方がある。本当に日本の現在の沿岸漁民の在り方というものに対する政府の研究が不十分である、認識が足りないのだ。と私は言いたくなる。これは一つ我々としても十分研究して見たい、そういうふうに思うのです。

いのですけれども、主として引揚者殊に沖縄の引揚者ですが、この諸君がやはり海草のうちの海人草というのを感じるべくGHQの殆んどOKを取りついているわけです。ところが御承知のように海人草は、融資の順位からいふと内になつてゐる。これは刻下的の保健上の立場から言つて厚生省の医務局、薬務局等の立場からすれば、寄生虫の駆除についてサントニン等の必要な

○浅岡信夫君 今の矢野委員の説明に  
對しまして、可なり具体的なことをお  
話下さいましたが、私はもう一歩具體  
的な面を質問申上げまして、そのお話を  
頂きたいと思いますが、実はそのお  
揚者の、或いは復員者の遺族とい  
ような人たちでありますけれども、こ  
の静岡県の網代というところで、事  
前に五つの生き「いわし」或いは普

が農林省といたしましては、九月七日に水産廳で四百七十五万円融資してよいということの斡旋を復金になされたわけです。その結果、復金といったましては、現地の静岡で融資懇談会数回開きましたところが、現地で決せずに中央に送られて來たわけです。中央におきまして、審議をなさたのですけれども、結局留保というところへなったのです。その留保になつた

か、怪しからん考え方だと思うのであります。そういうような重要性を認めおつて、更に何とかここに別途の方法を講じましようというならば、何故これが條文の中に入れられないか、そ

どうもこの八十九條のこういつた書き方については、私も非常に不満を持つております。恐らく、衆議院では公聽会を開くと言われておるのです、公聽会を集まつた人々は必ずや

薬品が非常に不足しているため、是非  
そういう海人草等の採取を奨励したいと  
いうように声明しております。これら  
らの方面の人の御苦心等に副わって、  
そうして幹事会なら幹事会においてこ

のものを獲ります巾着網といふものを使つておつたのであります。そうしますと、戦争中に船は徵用される。人は應召するというようなことで、遂に二つのものが二つになつてしまつた。

理由といふものが、日銀並びに復金は五  
面から伺いますと、一應引揚者の事  
体であろうがなかろうが、それが本  
にやつて行けるかどうかということを  
先ず考えなければならない。併し曾  
ま

んなこと入れられない筈はないと思う。それは要するに努力が足らなかつたのでないか、これは非常に大きな問題なんです。それは一應何かの方法で一つ考えて見たい。それだけの考があるということは、この重要性を御自身認めておいでになる。これはもう全國魚民は非常に強く要求よしげ十分、二

この点について強い要求をされるに違いないと私は思う。ただ次長から今、何とかといった……。その何とかといふことが許されるならば、私は少くともこの法案には一應消費生活協同組合の全國連合会程度のものでも入れたら、漁民はどれだけ明るくなつたかと

れをOKすれば、復金の融資等はできる  
と私は見るのでですが、これはどうい  
うふうに大蔵省としては御勘考にな  
ていらつしやいますか。

これが敗戦後段々人が帰つて参りまして、そういう人たちが始めたいといふことで話合つておりますけれども、今そうした生き「いわし」を獲るいうような巾着網をやることになりますと、先ず二千万円くらいの金がかかるということです。そこで何とかこと

漁民の声を本当に御理解になつておるならば、少くともこの法案を作の際、今少し十分な研究をされて、このことについては……。だから、この

私はそう思う、この問題についてはいずれ後日又問題になると思いますから、私はただそれだけを申上げて置きます。

ニンも容易に入手できませんし、へき  
シール・レゾルシンというのがござ  
ますが、これも簡単に國民の全体の雲  
要を今直ちに充足するという程度にわ

に対しても、何より方法はないかと、いろいろな意見をこの引揚の特別委員会などに聞かまして、たま／＼この五月に引揚者や戦災者が新規着手するものには、

のような実現を期しなければならない。然るに本日のこの提案を見ると、この体たらくである。これは私共非常に残念に思うのです。消費生活協同組合法

んが——それでは第四章はこれで質問を一先ず保留しまして、第五章に移りますが、その前に、昨日の委員会で皆さんとお約束しておりました金融問題題

できておりません。お話を海人草に  
きまして、これを企業化することができます。  
されば、融資の対象としまして  
考えられると思つております。ただ目

などを見ましても、明らかに明文が入つて、全國の連合体を作るようにしてある。最前の農業協同組合法の場合においては、事業別には認める。併し農

に関して、大蔵省の復興金融課の松平さんがお見えになつておられます。で、淺岡さんあなたから一應御質問……。

体的にどうなうことになりますか、企業体の内容その他につきまして、ここに伺いました上で決めるように……

業と水産の場合には、比較にならん程農業は大きいのです。あれは分割したからといって、尙水産一本より遙かに大きい力を持つておる。だから、水産の

〔速記中止〕

○ 説明員(松平忠見君) 船の購入資金等はどうですか。  
○ 矢野西雄君 はできますでございます。

われです。ところがどうしてもそのなり船なりの後の金というものは六万円近いものが要るというようなことで、農林省に斡旋方を頼んだ。ところ

ておるが、その特異性はどういうよ  
うな細かいデータがなければ、それを  
上げることができないというような  
論に至つておるわけであります。と  
論に至つておるわけであります。

るが昨日のことにおきましての水産廳の立場からいたしましては、緊急にそに到達いたしまして、そういう安本といたしましても、そうした面に対してもできるだけ沿岸漁業に対して、優先的に今後やるのだという見解をここではつきりされたのですが、たまく大藏省の方はお帰りになつた後だつたものですから、今日又お越し頂いて、そましたが、こういう面は神奈川にも、或いは長崎県の五島にもあるのです。そういうふうなケースのものは……。これは一つ今納代組ということを申しました。その質問を重ねてするわけですが、大体そういうふうなケースですか……。これは一つ今納代組ということを申しました。それは一つ今納代組といふことを申しあげていいというような立場において御指導なさるかどうか。金融機關に向つて……。その見解を伺いたい。これは可なり具体的な点を申上げたのですが、どういうふうな御見解をお持ちでしょうか。

ございましたように考えて、只今お話をされ、御承知のように國家資金でござりまするのと、できるだけ資金を効率的に使いたいという趣旨によるものでございまして、常識いたしましては、私共融資をして差支ないというふうに考えております。ただ昨日安本、復金がどういうふうにお答え申上げましたか、御承知しておらないでござりますが、この決定には幹事会の合議制によつておりますので、正式にはその議事によつて決めなければならぬでございましてが、私の私見いたしましては、適当な融資というふうに考えておりま

なデータを、これは楊綱綱に限らず、  
その他の点について即刻私は作つて頂  
きたいと、ということを水産廳に強く要望  
するのであります。そうしたことに対する  
しての今後の見通し、或いは今後水  
產廳としてはどういうふうな処置をな  
さるかといふことを水產廳次長にお尋  
ねいたしたいと思います。

○説明員(藤田謙君) 現在各產業部門  
を通じまして、金詰りが非常に厳しい  
のであります。特にこの水産業方面  
は資金難が厳しうございまして、現在  
起つております問題は、殆どこの資金  
によつて行き詰つておる。資金さえ解  
決すればもつと増産ができるというふ  
うなことを考えておるわけであります。  
従来とも水產廳といたしまして  
は、この問題については努力はいたし  
ておるのであります。が、まだ甚だ微  
弱であります。御失望に別へならぬる

非常に力が弱い、大藏当局は農林省の仕事に対しては認識が至つて薄いというよりも、熱意を持つて呉れない。特にこの水産業に対しては認識がない。沿岸漁業に對しては皆自分らない狀態におるので、今水産廳次長も甚だ微力がいることをおつしやいましたが、微力も微力、とてもお詫にならん。微力ですから水產廳というものがこの際できたわけなんでありまして、大いに一つこの方面に力を入れて貰いたい。水產委員会もその方面については大いに努力しなければならんと思います。私はこの協同組合法が今ここで研究されておるのですが、いかに立派な協同組合法ができたところで、資金の關係において不十分であるということでは、こんな法律なんかもう要らないのです。資材面においても、或いは漁船關係において十分な裏付がなされない限りにおいては、どんな協同組合ができるのも何にもならないということで、この際水產廳ができたわけで、新らしい協同組合法も生れようとしておるわけでありますから、この水産金融、零細漁業を以てなるところの漁村金融の問題について、今後水產廳は一つ特設の御努力を願いたいし、幸い大藏省からもお見えになつておるから、この協同組合の組員の金融問題については、從來と違つた意味において御同情のよろづ御心配をして頂きたい。これを合せてお願いたして置きます。

水産廳にも強く要望して置きたいと思います。と申しますことは、江熊委員の言われましたように、この沿岸漁業というもののに対しまして、どうしても一段のお力をして頂かなければならん。このことにつきまして、昨日衆議院の小松水産委員いろいろお話をいたしまして、その結果更に衆議院の委員長、並びに理事とお話をいたしたのでありますするが、その衆議院の委員長の話では、少くとも沿岸漁業に対しても十倍位のものを何とか処理するような方法を一つ考えようじゃないか、だから一つ参議院の水産委員会と合同の会議をして、更にこれに水産、農林省を差加えて、そうして一つの根本的な策をこの沿岸漁業に対しても一つ建てようじゃないか、この裏付として金融をどうするかということを一つ即刻にやるうじやないかといふお話をあつたのであります。これは水産廳にも要望いたしますと同時に、この参議院の水産委員会にも私はこれを強く要望しますとともに、たまゝ先週の土曜日には橋立丸捕鯨漁船團が南氷洋に出て行くというときに、この参議院の水産委員長を始め、その壯拳を見送ったのであります、ああした機会に水産業会のみが行つたて、私は本当に今後の捕鯨と、いうようなものに対しては大きな力にはならないと思う。勿論水産業会の人も行くことは必要であります、が、ああいうような機会にはどういふべきな力にはならないと思う。勿論水産融の面、或いは予算の面を担当しておる人たちに見せなければならん。これは勿論その水産廳のそこに思いが及ばずつて大藏省、安本といふような、金融の面、或いは予算の面を担当しておる人たちは見えなければならん。これ思いますが、私もたまゝあの敗戦

國の日本において、一万トン以上の船は殆んど水川丸か或いは日新丸か橋立丸しかない。而も二杯の船で鰐を捕る船だ。そうして敗戦後にかく懶々として横浜の港を出て行く、而も行く所は、南洋で各國と捕鯨を争う、こうした実に壯大とも或いは壯威ともいうような所を、大藏或いは安本といううなこの予算面を担当しておる人に見せることを私は強く思つたのであります。今後におきまして、幸い委員長並びに今度の水産廳長官は非常な力強い熱意を持っておられますので、今後はこの水産界のみでなくして、他の面に一つ、殊に予算面を担当しておる向きに力を持つて行つて頂くよしなことを一つ今後においてして頂きたいと、ということを要望するのであります。

○委員長(木下辰雄君) 水産金融につきましては、又改めて委員会をやることにしまして、今日は法案の審議の場合において、昨日の大藏省の答弁のみを要求したのでありますから、金融の問題についてはこのくらいで一應打切りまして……。

○矢野西雄君 関連しておりますから、一つだけ、今各委員から非常に熱烈なる水産の資金問題について具体的に御意見が出ましたが、全く同感であります。が、何故にそういうような金融面の非常な打開することのむずかしいと思われるような隘路があるか、結局これは何處に根本的原因があるかといふと、大体大藏省、それから安本或いは復金等のそういう金融面の関係者の方が、日常の生活において、水産業の資金を出しても一休魚はどうなるとい

う問題、鯨が取れても、あの鯨のだけでも十三億才算が今度要つて、而も七億捕鯨船團に出しても足らんということあります、その鯨が我々の食前に上るかと、蛋白源をとにかく供給するためには、それらの鮮魚を最もたやすく、而も鮮度を落さないようにして食卓に供給してやるということが、私は資金面を開いて開くところの根本策であると思う。魚を獲るためにこの資金を出したけれども、殆んど配給によるところの魚は鮮度が落ちて臭氣紛々たる実情である。この夏なんかもう私なんか十数回そういうことを経験しておる。だからこの金融面の開きと離すことのできない重大な問題は、いわゆる鮮魚の配給統制の方式をもつと参議院の水産常任委員会のバックによつて、水産当局が当局協力してこの実現を見たのであるけれども、もうすでに百尺竿頭十歩を進むべきところである、百歩を進むべきときであるからして、資金面の打開と共に並行してこの問題を一つ次長は、新らしい長官と共に大臣を督励して、そうしてそれべく関係当局とも了解を求められるようにして、豊富に食膳に鮮魚が供給せられるような方策を立てて頂きたいと、これを要望して置きます。

料又は材料として、食料、飼料肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいふ。」と、こうあるんです。これが水産加工業と、こう言うんです。

この水産加工業というのは、勿論こういうようなことを專業とする人も漁村には極めて稀にはある。併し一体私共は、漁村工業の問題として漁村協同体自身の仕事として、こういうことを考えておるわけです。今日、漁村が協同組合を作らなければならない、このことをやることを言つておるのです。ところが政府は私共の考え方と違つた角度において、突如として水産加工業の協同組合というものを、一應ここにで立ち上げたわけであります。現在商工業協同組合法というものがあるんですね。そうしてこの加工業の協同組合の第五章のその第九十三條を見ますと、一号、二号に「組合員の事業に必要な資金の貸付」、「組合員の貯金の受入」等を言つておる。この問題は、私共と根本的に違つておるんです。これは私は水産廳から今日水產廳長官なり、農林大臣の出席を求めて、一休この漁村協同体として、漁業協同組合としての性格をはつきりした説明を聽きたい。これは私後に譲つて行きたいと思いますから、後日に譲りますが、とにかくこの第五章の加工業協同組合を突如として加えなくちやならないような事情になつた理由を承りたい。

すが、從つて漁業協同組合におきましては、この加工の問題はこれは私共としては当然やるべきことであり、又必要なことであるということで、漁業協同組合法の中でも、十一條におきまして、「生産物の運搬、加工、保管又は販賣」ということが書いてあるわけあります。従いまして、漁村によりましては、恐らく第一次加工の過程、各漁獲物の処理に属する段階のものにつきましては、漁業協同組合にそれらのものが小さな加工業者も入りまして、そして漁業協同組合と一緒にになって仕事をやつて行くというふうな形が採られることであろうと思います。併しながらそれ以外の加工業者といふものもこゝはあるわけでありまして、從來は水産業團体法によりまして、加工業者についての特別の組織といふものを認めておるわけであります。特別製造業会といふような組織も認めておつたんでもありまして、水産の廣い立場から申しますれば漁業者もあり、又加工業者もある。これは又我々としては極めて重要な一つのグループでありますので、これらに対する組織といふものを作らないということについても亦實際問題としては、不便な点が起つて来る。又非常に不親切な点が起つて来る。協同組合の制度があるから加工業者も皆協同組合の中に入ればいいじゃないかと、却つて何と申しますか、本來漁民の團体である生活協同組合の性格といふものが歪められてしまうというふうな空氣も私共はあるように考えます。従つて法制としては、漁業協同組合の

法制もこれは加工業者のために設けてあるわけであります。ただこの二つの組織は決して対立するような関係にあるものでなく、即ちその地方地方の実情によってこれが円満に設立いたされまして、お互いが協同して助け合つて、そうしてお互いの便宜になるようにならえて行くといふうなことの結果になることを、私共としては期待をいたしております。ただお話をのような御懸念の点については、私共も十分そういうこともありますから思つておりますので、そういうふうな点についての趣旨をよく徹底しめる、或いは指導する、啓蒙せしめる点については、今後法案の各地方に滲透いたしますます際によく徹底させて行かたいと、いうふうに思つております。





日研究しました協同組合法を待つことにして、一年でも早く出せば何でもなかつたように思う。これは一日も早く実行をしたい、実施をされるようお願いしたいと思います。やはりこういうふうに遅れたということに対しても、あなたの方に相当な責任があるのじやないかと思います。これが遅れる前に随分いろいろと問題が各地とも起つておるから、遅くなつたことを非常に遺憾に思います。規則については別に質疑をしたいと思います。

○説明員(藤田巖君)なぜ遅れたかとの御質問でございますが、これは私共いたしましても、これを出します形は当初は実は法律でなく、これはこういうふうにこの内容のものを非常に長い期間さらして置きますと、その間に問題が起つて来るということで、間髪を入れずにこれを施行しなければならんという関係からいたしまして、できればボッダム宣言に基く政令としてこれを出したいというふうに考えておつたのです。ただそれを出しますにも、漁業法というものがつきり大体こういうふうにということに決りませんけれど、それは到底出せんという関係であつたのであります。従つてこの案はすけれども、漁業法がはつきりしないために、この政令が出せなかつた。御承知のようにボッダム宣言に基くものは指令が、ディレクティヴがなければ不出ないわけです。ところが漁業法がこの國会に出ますれば、その点も可能であつたのであります。漁業法もこの國会にはちよつと見送りになりました関係上、やはり形といたしまして

は、法律を以てやる以外にちよつと執る方法がなくなつたわけでありまして、従つてそういうふうな関係で今まで実行をしたい、実施をされるようお願いしたいと思います。やはりこういうふうに遅れたということに対しても、対します一通りの質疑はこれで終りました。ちょっと私、この際政府当局に質問いたしますが、この水産業協同組合法案も、それからこの組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案も、最後の附則に「この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。」こういう附則がありますが、非常に急いだこの法案を、公布の日から起算して、九十日を超えない期間内において……少くとも九十日間、九十日後において更に政令を以てこれを定めるといふよう

な附則は余り優長に過ぎはせんか、臨時議会において非常に急遽出されたこの法律に対する、余りに公布の日が優長に過ぎはせんかという点、それから政令でこれを定めることは、普通の法律の場合においてはいつも修正されおりますが、それに対する政府はどういう考え方を持つておられるかお述べ願いたいと思います。

○説明員(藤田巖君)これは大体この施行関係の政令等を出します手続からいたしまして、一應この九十日とすることを書いたのでござりますが、お話をますが、決して三ヶ月もかかるようないように私共も一日も早く協同組合法はこれを施行したいというふうに考えております。ここは一應こう書いておきますが、決して三ヶ月もかかるような考え方ではおらんのであります。できるだけ準備のでき次第速やかにやりきるだけ準備のでき次第速やかにやり

て、少くとも二月一日施行でなんとか法律を以てやるということになりますた次第であります。

○委員長(木下辰雄君)この三法案に

対しますする一通りの質疑はこれで終りました。ちょっと私、この際政府当局に質問いたしますが、この水産業協同組合法案も、それからこの組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案も、最後の附則に「この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。」こういう附則がありますが、非常に急いだこの法案を、公布の日から起算して、九十日を超えない期間内において……少くとも九十日間、九十日後において更に政令を以てこれを定めるといふよう

な附則は余り優長に過ぎはせんか、臨時議会において非常に急遽出されたこの法律に対する、余りに公布の日が優長に過ぎはせんかという点、それから政令でこれを定めることは、普通の法律の場合においてはいつも修正されおりますが、それに対する政府はどういう考え方を持つておられるかお述べ願いたいと思います。

○説明員(藤田巖君)これは大体この施行関係の政令等を出します手続からいたしまして、一應この九十日とすることを書いたのでござりますが、お話をますが、決して三ヶ月もかかるようないように私共も一日も早く協同組合法はこれを施行したいというふうに考えております。ここは一應こう書いておきますが、決して三ヶ月もかかるような考え方ではおらんのであります。できるだけ準備のでき次第速やかにやりきるだけ準備のでき次第速やかにやり

たい。私共の心すもりといたしましては、少くとも二月一日施行でなんとかれるように、九十日と書いてあります。それでも、それまでに準備を終えまして、少くとも二月一日から施行のできるような構えでやつて行きたいといふことに考えております。

○青山正一君

この二月一日から施行のできる

協同組合法だけですか。

○説明員(藤田巖君)

この暫定措置

法、漁業権等臨時措置法は、これは公

布の日から施行する、直ぐやる。協同

組合法とそれから整理に関する法律

案、この関係はこれは緒にやらなけ

ればいけませんが、これはこう書いて

ありますけれども、我々の心すもりと

しては二月一日から施行するようにし

たいと考えております。

○委員長(木下辰雄君)

次の委員会か

らは改めて総合的の質問なり、或いは

質問に関連して意見は述べてはいかん

となつていますけれども、質問に関連

した意見はよからうと思ひますからし

て、そういう点についてこの次の委員

会においてはお述べを願いまして、大

体明日、明後日の両日間ににおいてでき

得るならば、質問を打切りたい、かよ

うに存じております。それでは本日の

委員会はこれを以て散会いたします。

○説明員(藤田巖君)

これは大体この

施行関係の政令等を出します手続から

いたしまして、一應この九十日と

することを書いたのでござりますが、お話

ますが、決して三ヶ月もかかるよう

に私共も一日も早く協同組合法

はこれを施行したいというふうに考

えております。ここは一應こう書いてお

きますが、決して三ヶ月もかかるよう

な考え方ではおらんのであります。できるだけ準備のでき次第速やかにやり

きるだけ準備のでき次第速やかにやり

昭和二十三年十二月四日印刷

昭和二十三年十二月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局